

## 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。） 関西広域連合並びに（事業者名：別紙のとおり）（以下「事業者」という。）は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航について次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震その他異常気象により災害が発生した場合あるいは武力攻撃事態等の危機事象が発生した場合等緊急時（以下「災害等緊急時」という。）において、府県が事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

### （運航要請）

第2条 府県は、災害等緊急時において、事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う必要があると認めた場合には、事業者に対してヘリコプターの運航を要請することができる。

2 前項の要請は文書によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 複数府県の同時被災等による運航要請の集中が予想される場合において、関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定を踏まえ、府県間の運航要請の調整を行うものとする。

### （運航要請に対する措置）

第3条 事業者は、前条の規定により要請を受けた場合は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかにヘリコプター及び操縦士を出動させるとともに、その対応状況について要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に連絡するものとする。

### （運航時間及び運航時の指揮）

第4条 運航は、要請府県の要請に基づき出動するヘリコプターが、現に駐機している定置場を出発した時に始まり、当該定置場に帰着した時に終わるものとする。

2 運航中のヘリコプターの飛行コースについては、要請府県が指示するものとする。ただし、操縦士がヘリコプターの運航上重大な支障があると認めるときは、この限りでない。

### （運航時のヘリコプターの定置場）

第5条 運航時のヘリコプターの定置場は、要請府県が指定する地点とする。

### （経費の負担）

第6条 第2条第1項の規定により出動したヘリコプターの運航費用については、要請府県の負担とする。

2 第1項に定める費用については、航空法第105条の規定により、事業者が国土交通大臣に届け出た運賃・料金とする。支払方法については、要請府県と事業者が別途契約等により定めるものとする。

### （損害賠償責任）

第7条 運航中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業者がその賠償の責任を負う。ただし、当該損害が要請府県の責めに帰すべき理由によるものであるときは、要請府県がその賠償の責任を負う。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、府県が既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、府県、関西広域連合及び事業者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 年 月 日から適用する。
- 2 ( 継続事業者分に限り記載)この協定の適用をもって、平成21年2月23日に締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書11通を作成し、府県、関西広域連合及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月5日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

(所在地) 別紙のとおり

(事業者名) 別紙のとおり

(代表者職・氏名) 別紙のとおり



## 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する細目協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。） 関西広域連合並びに（事業者名：別紙のとおり）（以下「事業者」という。）は、平成 25 年 3 月 5 日をもって府県、関西広域連合及び事業者の間において締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」（以下「本協定」という。）第 9 条の規定に基づき、運航費用等に関して次のとおり細目協定を締結する。

### （ヘリコプターの運航要請の方法）

第 1 条 本協定第 2 条第 1 項の規定による要請は、運航要請書（様式第 1 号）により行うものとする。

### （ヘリコプターの運航実績の報告）

第 2 条 事業者は、本協定第 2 条第 1 項の規定により要請を受けた場合において、本協定に基づく業務を実施したときは、運航を要請した府県（以下「要請府県」という。）に運航実績報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。

### （ヘリコプターの運航費用）

第 3 条 要請府県は、前条に規定する運航実績報告書の内容を適当と認めるときは、ヘリコプターの運航費用を、事業者からの適正な請求書を受領した日から 30 日以内に事業者に支払うものとする。

2 前項の費用については、事業者が航空法第 105 条による国土交通大臣に届け出た提供機種の業務区分（空輸または作業）ごとの時間あたり単価に運航時間を乗じて得た金額（1 時間に満たない運航時間（分）は、時間あたり単価を 60 で除した額（1 分あたり単価）に、当該 1 時間に満たない運航時間（分）を乗じて得た金額）の合計額に当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額を加えた額（以下「運航費用」という。）とする。

1）空輸 要請府県の要請に基づき出動したヘリコプターが、現に駐機している空港又はヘリポートと、要請府県が指定するヘリポート間を移動する際の時間

2）作業 要請府県の要請に基づき出動したヘリコプターが、要請府県の指示により指定するヘリポート間を移動する際の時間

3 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により、諸手続費用又は運航費用の 105 分の 5 に相当する額である。

### （機種等の通知）

第 4 条 事業者は、保有するヘリコプターの機数、搭載可能人数及び搭載可能重量等について、毎年 3 月末日までに、保有するヘリコプターの概要通知書（様式第 3 号）により関西広域連合に通知するものとする。

2 関西広域連合は、前項の通知を受けた場合は、当該通知書の写しを府県に送付するものとする。

### （疑義の解決）

第 5 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、府県、関西広域連合及び事業者が協議してその都度定める。

この協定の締結を証するため本書 11 通を作成し、府県、関西広域連合及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 3 月 5 日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒井正吾

和歌山県

和歌山県知事 仁坂吉伸

徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

関西広域連合

広域連合長 井戸敏三

(所在地) 別紙のとおり

(事業者名) 別紙のとおり

(代表者職・氏名) 別紙のとおり

# 運航要請書

様

印

「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

運航年月日	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分		
業務内容	概要  搭乗予定者数 人【搭乗者名簿添付】  積載物資の有無(寸法/重量) 有り(寸法 / 重量 ) 無し 使用資器材		
集結地等	名称: 住所: 緯度経度:  【ヘリポート概要図添付】	到着希望 時刻	年 月 日 時 分
運航ルート	【運航ルート図添付】		
気象状況	天候: 風向: 風速: m/sec 気温: 視界: m 気象予報等( 警報・注意報)		
連絡窓口	府県窓口	TEL: / FAX:	
	防災航空事務所	TEL: / FAX:	
備考			



# 運航実績報告書

様

印

「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき業務を実施したので、下記のとおり報告します。

運航年月日	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分 (所要時間: 時間 分)		
業務内容	概要  搭乗者数 人【搭乗者名簿添付】  積載物資の有無(寸法/重量) 有り(寸法 / 重量 ) 無し 使用資器材		
集結地等		到着時刻	年 月 日 時 分
運航コース			
連絡窓口	TEL: / FAX:		
備考			



(別紙)

	所在地	事業者名	代表者職・氏名	備考
1	大阪府八尾市空港 2 丁目 12	朝日航洋株式会社	西日本航空支社長 庄島 広孝	継続
2	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字 殿釜 2 番地	中日本航空株式会社	代表取締役社長 國光 幹雄	継続
3	香川県高松市兵庫町 8 番地 1	四国航空株式会社	代表取締役社長 麻生 稔	継続
4	東京都江東区新木場四丁目 7 番 15 号	アカギヘリコプター株式会社	代表取締役社長 坂本 純一	新規
5	東京都江東区新木場四丁目 7 番 51 号	東邦航空株式会社	代表取締役社長 宇田川 雅之	新規
6	兵庫県神戸市中央区神戸空港 8	学校法人ヒラタ学園	理事長 平田 勇	新規

順不同